（競争参加者の資格に関する審査等）
第５条　理事長又はその委任を受けた職員は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園競争参加者の資格等の取り扱い（平成16年方針第71号）（以下「取り扱い」という。）第４条の規定による審査については、随時に、しなければならない。
２　供給者登録制度（関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求するもの）を維持する場合には、供給者がいつでも登録を申請することができることとし、かつ、理事長又はその委任を受けた職員は、合理的に短い期間内に、関心を有する供給者に対し登録が許可されたかどうかを通知しなければならない。
３　理事長又はその委任を受けた職員は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園会計規程（平成15年規程第10号）（以下「会計規程」という。）第31条の規定により一般競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに取り扱い第５条に基づく申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。
４　理事長又はその委任を受けた職員は、会計規程第32条の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、指名競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。
５　理事長又はその委任を受けた職員は、会計規程第32条の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに取り扱い５条に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示をしなければならない。
６　理事長又はその委任を受けた職員は、第２項又は前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
一　調達する物品等又は特定役務の種類
二　会計規程第31条又は第32条に規程する資格の有効期間及び当該機関の更新手続き
７　理事長又はその委任を受けた職員は、特定調達契約に関する事務については、指名競争に参加する資格を有する者の名簿を作成しなければならない。
（一般競争の公告）
第６条　契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日まで短縮することができる。
２　契約を担当する職員は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。
（一般競争について公告をする事項）
第７条　前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。
一　競争入札に付する事項
二　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
三　契約条項を示す場所
四　競争執行の場所及び日時
五　入札保証金に関する事項
六　一連の調達事項にあっては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
七　取り扱い第５条の規定による申請の時期及び場所
八　第10条に規定する文書の交付に関する事項
九　落札者の決定の方法
２　契約を担当する職員は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。
３　契約を担当する職員は、第１項の規定による公告において、当該職員の氏名及びその所属する部課の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。
一　調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
二　入札期日又は取り扱い第５条の規定による申請の時期
三　契約を担当する職員の氏名及びその所属する部課の名称
（指名競争の公示等）
第８条　契約を担当する職員は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第５条第１項の規定の例により、公示をしなければならない。
２　前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公示をするものとされている事項の他、会計規程第32条の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件についても、するものとする。
３　前項の基準により指名される競争参加者に対しては、前条第１項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項を第１項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。
４　前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。
一　一連の調達契約にあっては、前条第１項第六号に掲げる事項
二　契約の手続において使用する言語
（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）
第９条　理事長又はその委任を受けた職員は、契約を担当する職員が特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において前条第１項の規定による公示をした後、当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から取り扱い第４条の規定による申請があったときは、速やかに、その者が会計規程第31条又は会計規程第32条に規定する資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。
２　契約を担当する職員は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、会計規程第32条に規定する資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、第７条第３項に規定する事項及び第４項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
３　契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第１項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争の場合にあっては第６条第１項第二号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有すること認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。
４　契約を担当する職員は、第１項の資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。
（郵便等による入札）
第10条　契約を担当する職員は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。